

会社法制（株式・株主総会等関係）の
見直しに関する中間試案（概要）

会社法制の見直しに向けた検討（中間試案）

令和8年6月
法務省民事局

背景・課題

- 株式対価M&Aの活性化、企業の持続的な成長・中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的な対話の促進、株主総会のデジタル化の促進等の観点から、**会社法制の見直しに係る課題が多く指摘され、政府方針が策定**されている。
- 令和7年2月に**法制審議会へ諮問**。計12回の会議を実施し、令和8年3月の会議で**中間試案が取りまとめられた**。

【政府方針】

- **令和6年・令和7年規制改革実施計画**
以下の事項について会社法の改正を検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問を行う。
 - 従業員等に対する株式の無償交付
 - 株式対価M & Aの活性化
 - 場所の定めのない株主総会・社債権者集会
- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（R6.6）**
 - 現物出資規制の緩和等の検討
 - 指名委員会等設置会社制度の運用実態の検証と改善検討

【諮問事項】

近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、**株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等**に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。

見直しの概要 1. 株式の発行の在り方の見直し

① 従業員等に対する株式の無償交付

現状・課題

- 国内外の優秀な人材の獲得・維持等の観点から、**従業員等に対しても株式の付与を求める声がある**。
- **上場会社の取締役・執行役**に対する**株式の無償交付（出資不要の株式発行）**は可能だが、**従業員等は対象ではない**。

見直しの方向性

- **従業員等に対する無償交付**の枠組みとして以下2案を検討中（※）
 - ✓ **取締役会の決議のみ**で株式の無償交付を可能にした上で、**有利発行規制で規律する案**
 - ✓ **株主総会の決議**により株式の無償交付を可能にする（**有利発行規制では規律しない**）案
- （※）結論を得るに当たっては、労働基準法上の賃金該当性について整理が必要

② 株式交付制度の見直し

現状・課題

- **株式対価M&Aをより円滑にする**観点から、**株式交付制度（※）**を利用できる**場面の拡大**や、**手続の簡素化を進める**べきとの指摘

（※）買収会社が被買収会社の株式を譲り受け、対価として買収会社の株式を交付して子会社化する制度

見直しの方向性

- **子会社の株式を追加取得する場合や持分会社・外国会社**を制度の対象にする方向で検討中
- **手続の簡素化（債権者異議手続の廃止）**を検討中

（※）関連して、スタートアップへの知的財産権等の現物出資の支障となっている**現物出資**（金銭以外の財産の出資）**規制の緩和**も検討中

見直しの概要 2. 株主総会の在り方の見直し

①バーチャルオンリー株主総会・社債権者集会

現状・課題

- 産競法により、一定の要件の下 **経産大臣・法務大臣の確認を受けた上場会社**は、**バーチャルオンリー株主総会**が実施可能
- 非上場会社**も含め、**大臣確認がない場合**にも実施可能にして、遠隔地からも株主総会に出席しやすくするべきとの指摘

見直しの方向性

- バーチャルオンリー株主総会に関する**規律を会社法に設け、非上場会社も含め、大臣確認がない場合にも実施可能にする**方向で検討中
- (※) **社債権者集会**についても株主総会と同様に検討中

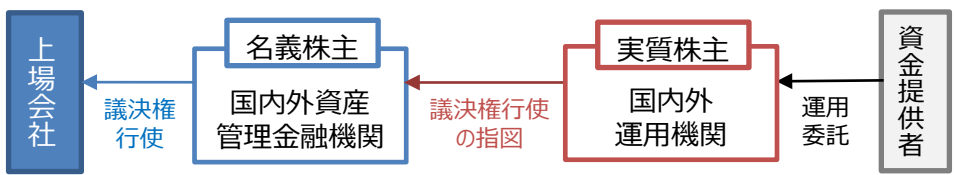
②実質株主確認制度

現状・課題

- 機関投資家の投資対象となる**上場会社**では、**名義株主**（株主名簿上の株主）の背後に存在するいわゆる**実質株主**（株式の議決権行使に係る指図権等を有する者）を特定できないことが**建設的な対話の支障**となっているとの指摘

見直しの方向性

- 以下の**2つの制度を併せて設ける**方向で検討中
 - **会社から実質株主を確認する制度**
 - ✓ 上場会社から名義株主である**仲介機関**（国内外資産管理金融機関）に対して、当該**仲介機関への議決権行使の指図権限を有する者の情報の提供**を請求可能に
 - **株主側から会社に通知する制度**
 - ✓ 金商法の大量保有報告制度に違反した者を**議決権制限の対象**にするために、同制度と基本的に同一の範囲（保有割合5%超）で**株主側から会社に対する通知を義務付け**



③会議体としての株主総会等に関する規律の見直し

現状・課題

- 上場会社**では、**事前の議決権行使により決議の成否の大勢が決している**ことが多いが、議事運営次第で**株主総会の決議取消事由**になり得るため、**会社は多大な労力をかけて慎重に対応**
- 株主総会を形式的な意思決定の場から**株主との建設的な対話の場に変革していく**ことが、会社・株主双方にとって有益との指摘

見直しの方向性

- 事前の議決権行使により決議要件を満たした場合における株主総会の合理化**として、以下2案を検討中
 - ✓ 上記の場合には、**決議があったものとみなす案**
 - ✓ 上記の場合には、総会当日の議事による**法令違反等は株主総会の決議取消事由とならない案**

④ 株主提案権の見直し

現状・課題

- 取締役会設置会社では、原則、① **1%以上の議決権**又は② **300個以上の議決権**を6か月前から引き続き有する株主が**株主提案権**を行使可能
- ②の**議決権数の要件**について、**昨今の投資単位の引下げの状況等**を踏まえて見直しをするべきとの指摘

見直しの方向性

- 議決権数の要件について、① **議決権数の要件を廃止する案**や、② **「300個」の個数を引き上げる案**などを検討中
- (※) 株主提案権の**行使期限**についても**延長**を検討中

(※) 関連して、いわゆる**2項調査者**（株主の請求により招集された株主総会において選任され、会社の業務及び財産の状況を調査する者）制度について、会社の機密情報が不必要に外部に流出するなどの**制度の濫用のおそれ**が指摘されているため、これに対応するための見直しを検討中

見直しの概要 3. 企業統治の在り方の見直し等

① 指名委員会等設置会社制度の見直し

現状・課題

- 指名委員会等設置会社は、**社外取締役が過半数の指名・報酬・監査の三委員会**を設置し、**取締役の過半数が社外取締役である場合と同等の監督機能の実現**を意図した制度
- 制度導入時（平成14年）より**社外取締役の選任数は増加**しており、**取締役の過半数が社外取締役である場合**には、**指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有することは合理性がない**との指摘

見直しの方向性

- 取締役の過半数が社外取締役である場合には、指名委員会の決定を取締役会の決議により変更可能に**することについて検討中

② 事業報告等と有価証券報告書の一本化

現状・課題

- 上場会社は、**会社法に基づく事業報告等**（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類）と、**金商法に基づく有価証券報告書の2つの書類の作成・開示**を実施
- 投資家側の利便性の向上・企業側の業務負担の軽減**の観点から、**2つの書類を一本化して開示することを認めるべき**との指摘

見直しの方向性

- 上場会社が、**株主総会の3週間前までに有価証券報告書**（※）を提出した場合には、**事業報告等を作成不要**とする方向で検討中
- (※) 事業報告等の開示事項の**全てを記載**することを想定

現行の開示事項の関係図

